

経済産業省

20210112資第2号
令和3年1月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販料第13号

令和3年1月12日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和3年1月7日からの大雪の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和3年1月7日付で秋田県横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町および雄勝郡東成瀬村、令和3年1月10日付で新潟県長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市および上越市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和3年1月12日以降、令和3年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の27市町村（令和3年1月11日時点）。

令和3年1月7日付災害救助法適用市町村の隣接市町

岩手県：一関市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町

秋田県：秋田市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市

宮城県：栗原市、大崎市

山形県：新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町

令和3年1月10日付災害救助法適用市の隣接市町村

新潟県：新潟市、三条市、小千谷市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

- 1 被災されたお客さまの令和2年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、令和3年1月および2月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年7月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年7月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和3年1月7日からの大雪の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和3年1月7日付で秋田県横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町および雄勝郡東成瀬村、令和3年1月10日付で新潟県長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市および上越市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村（令和3年1月12日以降、令和3年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

以 上

経済産業省

20210112資第1号

令和3年1月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

(令和3年1月7日から大雪による災害に係わる料金等の特別措置)

2021年1月12日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 29 号

2021 年 1 月 12 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021年1月7日からの大雪により、電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

秋田県：横手市，湯沢市，大仙市，仙北市，仙北郡美郷町，雄勝郡羽後町，雄勝郡東成瀬村

新潟県：長岡市，柏崎市，十日町市，糸魚川市，妙高市，上越市

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（2021年1月12日以降、2021年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2021年1月11日時点）。

岩手県：一関市，八幡平市，奥州市，岩手郡雫石町，和賀郡西和賀町

宮城県：栗原市，大崎市

秋田県：秋田市，鹿角市，由利本荘市，北秋田市

山形県：新庄市，最上郡金山町，最上郡最上町，最上郡真室川町

新潟県：新潟市，三条市，小千谷市，見附市，燕市，魚沼市，南魚沼市，西蒲原郡弥彦村，三島郡出雲崎町，南魚沼郡湯沢町，中魚沼郡津南町，刈羽郡刈羽村

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。），2021年1月および2月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728 資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず，各々1か月間延長する。

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2021年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを 2021 年 7 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2021 年 1 月 7 日からの大雪により、電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

秋田県：横手市，湯沢市，大仙市，仙北市，仙北郡美郷町，雄勝郡羽後町，雄勝郡東成瀬村

新潟県：長岡市，柏崎市，十日町市，糸魚川市，妙高市，上越市

このような状況を踏まえ、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（2021年1月12日以降、2021年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

(案)

番
年

月

号
日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年1月12日付け20210112資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和３年１月１２日付け２０２１０１１２資第１号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。